

各都道府県における事業者規定の検討状況（平成 29 年 2 月 16 日現在）

1 事業者に係る各規定の検討状況（参考として滋賀県個人情報保護条例の関係条文を掲載）

(1) 事業者の責務規定

（事業者の責務）

第 46 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な取得、利用、管理等に努めなければならない。

存置	26 団体
削除	2 団体
未定	4 団体
該当条文なし	9 団体
未回答	5 団体

(2) 指導および助言規定および支援・啓発規定 \* 規定の重複あり

（指導および助言）

第 47 条第 1 項 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、事業者が個人情報の適正な取得、利用、管理等を行うよう、必要な指導および助言を行うものとする。

存置	20 団体
削除	5 団体
未定	3 団体
該当条文なし	16 団体
未回答	5 団体

(3) 指針の作成

（指導および助言）

第 47 条第 2 項 知事は、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなる指針を作成し、公表するものとする。

存置	6 団体
削除	8 団体
変更・その他	1 団体
未定	4 団体
該当条文なし	22 団体
未回答	5 団体

#### (4) 説明または資料の提出要求

(説明または資料の提出の要求)

第 48 条 知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を不適正に行っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明または資料の提出を求めることができる。

存置	6 団体
削除	1 1 団体
変更・その他	2 団体
未定	3 団体
該当条文なし	1 9 団体
未回答	5 団体

#### (5) 是正の勧告

(是正の勧告)

第 49 条 知事等は、事業者が個人情報の取得、利用、管理等を著しく不適正に行っていると認めるときは、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

存置	5 団体
削除	1 3 団体
変更・その他	1 団体
未定	3 団体
該当条文なし	1 9 団体
未回答	5 団体

#### (6) 事実の公表

(事実の公表)

第 50 条 知事等は、事業者が第 48 条の説明もしくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、または前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 知事等は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見陳述の機会を与えるとともに、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

存置	5 団体
削除	1 3 団体
未定	3 団体
該当条文なし	2 0 団体
未回答	5 団体

## (7) 苦情あつせん等

(苦情相談の処理)

第 51 条 知事等は、事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

存置	19 団体
削除	1 団体
未定	3 団体
該当条文なし	18 団体
未回答	5 団体

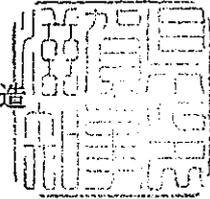
## 2 事業者規定の改正時期について

2 月議会	10 団体
6 月議会	4 団体
平成 29 年度	1 団体
未定	3 団体
未回答	5 団体
改正なし	23 団体

滋 県 情 第 4 7 号  
平成 29 年 (2017 年) 2 月 17 日

滋賀県個人情報保護審議会  
会長 松本 哲治 様

滋賀県知事 三日月 大造



行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う  
滋賀県個人情報保護条例の見直しについて

滋賀県個人情報保護条例第 52 条第 7 項の規定により、個人情報保護条例の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

(意見を求める理由)

平成 28 年 5 月 27 日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号) の改正法が公布され、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されることを踏まえ、滋賀県個人情報保護条例の個人情報の定義および要配慮個人情報に係る規定について検討する必要があると考えられます。

つきましては、当該内容について、貴審議会の意見を求めるものです。

## 滋賀県個人情報保護条例における個人識別符号の定義規定の新設について

### 1 「個人情報」の定義の明確化について

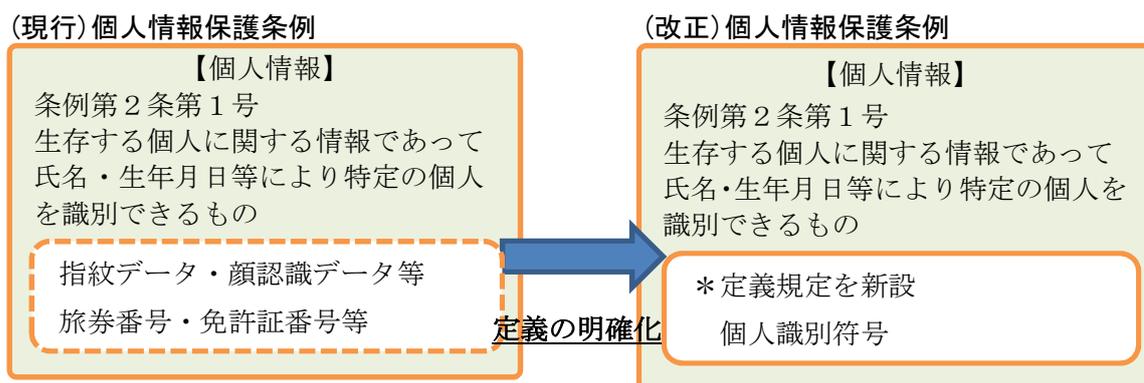
「個人情報」は、「特定の個人を識別することができるもの」として社会通念に基づき判断されているが、他の情報と容易に照合できるかということも考慮すると、各事業者の情報管理体制等により、同種の情報であっても、事業者によって個人情報該当性の判断が異なることがあり、パーソナルデータの利活用を躊躇させる一因となっていた。他方、消費者の側からもパーソナルデータのうち個人情報として保護される範囲が不明瞭であるとの不安が高まっていた。

こうしたことから、個人情報保護法および行政機関個人情報保護法の改正により、「個人識別符号」が新設され、個人情報の範囲について明確化が図られたところである。

### 2 個人情報保護条例における個人情報の定義の明確化について

「個人識別符号」については、従来から個人情報として扱っていた情報であり、個人情報の範囲が変更されるものではないが、「個人情報」の範囲をより明確化するため、滋賀県個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法と同様に「個人識別符号」の定義を設けることについて意見をいただきたい。

図1 個人情報の範囲の明確化について（イメージ）



### 3 滋賀県個人情報保護条例の方向性について

個人識別符号の定義を新設し、行政機関個人情報保護法と同内容の定義規定を設けた上、施行令で規定される内容についても規則で定める等の対応を行うこととする。

表1 個人識別符号の行政機関個人情報保護法におけるたてつけ

行政機関個人情報保護法 (改正条例)	行政機関個人情報保護法施行令※ (改正条例規則)
身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号	DNA、指掌紋、顔、手の平・手の甲・指の静脈、歩容、声紋 等
サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号	マイナンバー、医療保険の被保険者識別番号、介護保険の被保険者識別番号、雇用保険の被保険者識別番号、基礎年金番号、国家資格の登録番号、運転免許証番号、旅券番号、住民票コード 等

※平成29年5月30日施行

## ○行政機関個人情報保護法

(定義)

第2条第3項 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

## 参考 地方公共団体が保有するパーソナルデータ検討会（第2回）における審議の概要

[意見]

個人識別符号の定義については、個人情報保護条例においても、個人情報保護法および行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当である。

[理由]

- 個人情報の定義を明確化することが、地方公共団体および住民にもメリットがあると考えられる。このため、個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- 個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないと考えられる。
- 個人識別符号の定義について、改正行政機関個人情報保護法の規定は、改正個人情報保護法と同じものとされた。また、行政機関個人情報保護法施行令および施行規則（未公布）の規定もそれぞれ個人情報保護法施行令および施行規則を踏まえて検討されている。

※「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」（担当 総務省自治行政局地域情報政策室）

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられることから、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関して検討することを目的とした検討会。

## 滋賀県個人情報保護条例におけるセンシティブ情報の範囲の見直しについて

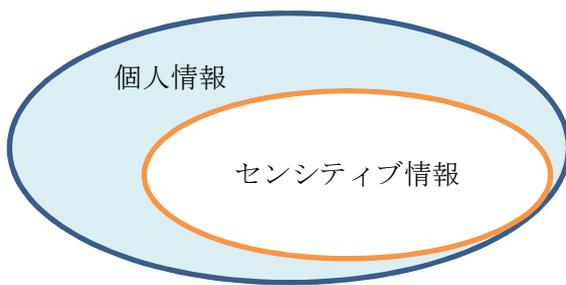
### 1 「要配慮個人情報」の取扱いに関する検討について

個人情報保護法および行政機関個人情報保護法の改正により、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、新たに「要配慮個人情報」規定が設けられた。

滋賀県個人情報保護条例では、条例第6条第2項で、既に思想、信条、宗教という内心の自由に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある情報が、不適正に取り扱われた場合、個人の権利利益を侵害する危険性が高いことなどから、原則として取得を禁止するとともに、例外的に取得することができる場合について規定している。

しかし、今回改正の行政機関個人情報保護法における、「要配慮個人情報」（行政機関個人情報保護法第2条第4項）の定義では、条例でセンシティブ情報として規定していない、病歴、犯罪により害を被った事実など新たな情報が設けられたことから、本県条例において法と合わせるか否かについて意見をいただきたい。

図1 個人情報とセンシティブ情報の関係



\* 条例で規定する配慮を要する個人情報については、行政機関個人情報保護法が規定する「要配慮個人情報」と区別するため、「センシティブ情報」と表記する。

表1 要配慮個人情報と現行条例におけるセンシティブ情報との比較 ※現行条例解釈によるもの

センシティブ情報（条例6条第2項）	要配慮個人情報（行個法第2条第4項）	
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	※人種	人種
	※犯罪の経歴	犯罪の経歴
	※社会的身分	社会的身分
	※門地	(規定なし)
思想	信条	
信条		
宗教		
条例においても行政機関個人情報保護法および同政令と同一規定（右記）を設けるか	病歴	
	犯罪により害を被った事実	
	その他本人に対する不当な差別、偏見、その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報	

## 2 センシティブ情報の範囲を要配慮個人情報の範囲と同一とした場合の対応

滋賀県個人情報保護条例では、センシティブ情報について通常の個人情報と比較し、取得の制限を厳重なものとしている。(表2参照 ①法令または条例に基づいて取得、②警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合、③あらかじめ、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合のみ取得ができる。)

このため、要配慮個人情報の規定を行個法と同一とした場合は、新たに、病歴や犯罪により害を被った事実、政令で定める個人情報については、審議会の意見を聴くことになり、調査審議事項が増加するものと思われる。(要配慮個人情報の県での取扱事務件数については、現在、全庁照会を行っている。)

表2 滋賀県個人情報保護条例における個人情報の取得の制限について

個人情報の取得制限 (条例第6条第1項)	センシティブ情報の取得制限 (条例第6条第2項)
原則：本人から取得 例外：以下(1)から(8)の場合は、本人以外から取得可能	原則：取得禁止 例外：以下、いずれかの場合は、取得可能
(1)本人の同意があるとき	
(2)法令または条例に基づいて取得するとき	法令または条例に基づいて取得するとき
(3)人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき	
(4)出版、報道等により公にされたものから取得するとき	
(5)他の実施機関から条例第8条第1項各号のいずれかに該当する提供を受けて取得するとき	
(6)国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人から取得する場合であって、事務の執行上やむを得ないと認められるとき	
(7)警察の責務の遂行のために取得する場合であって、本人以外のものから取得する必要があると実施機関が認めるとき	警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合
(8)あらかじめ、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、本人以外のものから取得することに <u>相当な理由</u> があると実施機関が認めるとき	あらかじめ、滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために <u>必要かつ欠くことができない</u> と実施機関が認める場合

表3 参考 都道府県におけるセンシティブ情報の収集制限

収集の態様	都道府県数
センシティブ情報の収集を禁止	0 団体 (0 パーセント)
センシティブ情報の収集を制限	44 団体 (93.6 パーセント)
センシティブ情報の収集を制限していない	3 団体 (6.4 パーセント)

※「収集」は「取得」と同意義

\*平成 28 年 4 月 1 日現在 (総務省調査)

### 3 滋賀県個人情報保護条例の方向性について

行政機関個人情報保護法においては、要配慮個人情報の取得制限の規定がなく、現行条例においてはセンシティブ情報の取得制限を設けている（条例第6条第2項）ことから、同法よりも厳格な個人情報の取扱いを行ってきたところである。

しかし、行政機関個人情報保護法において、「要配慮個人情報」の定義が新設され、その取扱いにおいて特に配慮を要することとされたことから、滋賀県個人情報保護条例においても、当該趣旨を踏まえ、条例第6条第2項で定めるセンシティブ情報の範囲を拡大し、従来どおり取得の制限を行うものとする。

#### ○行政機関個人情報保護法

(定義)

第2条第4項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### 参考 地方公共団体が保有するパーソナルデータ検討会（第2回）における審議経過（参考）

[意見]

個人情報保護条例における要配慮個人情報の定義には、個人情報保護法および行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。

[理由]

- 地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別または偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、個人情報保護条例においても要配慮個人情報の定義を設けることが適当である。
- 個人情報保護法および行政機関個人情報保護法の改正により要配慮個人情報と規定された情報について、その取扱いに特に配慮を要することは、地方公共団体が保有する個人情報についても異なることはないと考えられる。

## 非識別加工情報について

### 1 非識別加工情報の検討について

行政機関個人情報保護法においては、個人情報保護法の改正を踏まえ、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等の実現に資するものとして、新たに非識別加工情報の提供が定められた。ただし、非識別加工情報の取扱については、非識別加工情報の提案の募集、提案の審査、作成等については、個人情報保護委員会規則の定める基準等によることになっているが、現在、同規則については未制定である。（平成 29 年 2 月 8 日に個人情報保護委員会に確認したところ、平成 29 年春頃の制定を目指しているとの回答であった。）

また、非識別加工情報制度の導入にあたっては、県民の権利利益が保護されていることが大前提であり、事業者の利活用のニーズのみならず、利用の目的や加工の方法、加工される個人情報など、県民の理解を得て、判断する必要があることから、今後、国をはじめ、都道府県の検討状況を踏まえ、慎重に検討していくこととする。

### 2 他都道府県における非識別加工情報に係る個人情報保護条例の改正状況について

平成 29 年 9 月議会以降・・・1 団体（和歌山県）

未定・継続検討・・・・・・・・・・46 団体

※平成 29 年 1 月 18 日現在（岐阜県照会）

#### ○行政機関個人情報保護法

（目的）

第 1 条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条第 9 項 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

一 第十一条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該

行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第四十四条の十第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

# 行政機関非識別加工情報の作成、提供の流れ

Step1 行政機関非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルの選定

Step2 民間事業者等からの提案の募集

Step3 提案の審査、提案者への通知及び契約の締結

Step4 行政機関非識別加工情報の作成及び提供の実施

## 行政機関

提案について審査

以下の要件に該当する個人情報ファイルについて、提案を募集 (第44条の4)

- 公表される個人情報ファイル簿に掲載されていること (第2条第9項第1号)
- 情報公開法に基づく開示請求があったとしたならば、
  - 保有個人情報の一部又は全部が開示されるものであること (第2条第9項第2号イ)
  - 意見書の提出の機会を与えること (第2条第9項第2号ロ)
- 事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障を生じるおそれのない範囲内で、加工基準に従い加工を行うことが可能であること (第2条第9項第3号)

上記要件に該当する個人情報ファイルについては、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載 (第44条の3)

- 提案の募集をする個人情報ファイルである旨 (第44条の3第1項)
- 提案を受ける組織 (第44条の3第2項) 等

## 個人情報保護委員会

行政機関非識別加工情報等に関する監視・監督等 (個人情報保護法第61条)

所掌事務の処理状況の国会報告 (個人情報保護法第79条)

## 提案の募集

定期的に提案を募集 (第44条の4)

## 提案

提案は、以下の事項を記載した提案書等を提出 (第44条の5)

- 氏名、住所等
- 対象ファイル
- 本人の数
- 加工方法を特定するに足りる事項
- 利用目的、事業内容
- 事業の用に供しようとする期間
- 安全管理措置等

- 以下の要件について審査
- 欠格事由に該当しないこと
  - 希望する本人の数が対象ファイルの本人の数以下であること
  - 加工基準に適合すること
  - 事業が新産業の創出等に資すること
  - 事業の用に供しようとする期間が個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないこと
  - 安全管理措置等が適切であること等 (第44条の7)

## 意見書提出機会の付与

反対の意見書の提出者分を除いて取扱い

※ 意見書の提出の機会を与えるものを対象とする場合 (第44条の8)

## 通知

※ 基準に適合する場合

※ 基準に適合しない場合

契約の締結の申出ができる旨等を通知 (第44条の7第2項)

理由を付して基準に適合しない旨を通知 (第44条の7第3項)

## 契約の締結

契約を締結できる旨の通知を受けた者は、利用に関する契約を締結することができる (第44条の9)

## 手数料の納付

実費を勘案して政令で定める額を納付 (第44条の13)

## 作成

適正加工義務 (第44条の10)  
行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置 (第44条の15)  
※ 受託者にも準用

## 提供

行政機関非識別加工情報を作成したときは、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載

- 行政機関非識別加工情報の概要
- 提案を受ける組織
- 提案することができる期間 (第44条の11)

## 行政機関非識別加工情報取扱事業者

- 欠格事由は、以下のとおり。 (第44条の6)
- 未成年者等、
  - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、
  - 禁錮以上の刑又は行政機関個人情報保護法等により刑に処せられてから2年を経過しない者
  - 契約を解除されてから2年を経過しない者、
  - 役員が①～④に該当する法人等